

R 0 7 ～ R 0 9 美浦村外国語指導助手（A L T）配置協力・管理業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 1 1 月 5 日

1. 業務概要

（1）業務名

R 0 7 ～ R 0 9 美浦村外国語指導助手（A L T）配置協力・管理業務

（2）業務の目的

美浦村立小中学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）に外国語指導助手（以下「A L T」という。）を配置し、それぞれの学年に応じた国際教育や外国語科・外国語活動を通して、幼児、児童及び生徒が生きた外国語に触れる機会を一層充実することで、国際理解教育の推進や英語でのコミュニケーション能力の向上を目指し、英語教育の一層の充実に寄与することを目的とする。

（3）業務内容

別に定める「R 0 7 ～ R 0 9 美浦村外国語指導助手（A L T）配置協力・管理業務仕様書」のとおり

（4）業務場所

美浦村立美浦小学校（茨城県稲敷郡美浦村受領 1 4 3 3 - 3）

美浦村立美浦中学校（茨城県稲敷郡美浦村受領 1 4 3 2）

美浦村立美浦幼稚園（茨城県稲敷郡美浦村大谷 1 0 6 0）

美浦村立大谷保育所（茨城県稲敷郡美浦村信太 2 6 1 6 - 1）

美浦村立木原保育所（茨城県稲敷郡美浦村木原 1 5 1 6）

（5）契約期間

契約日の翌日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

ただし、契約日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日までは準備期間（無償）とし、履行期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

（6）提案額の上限

本業務の委託金額は、3年間の合計額とし、82,530,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。なお、この金額は、事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2. 担当窓口

美浦村教育委員会学校教育課

所在地：〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領 1515

TEL：029-885-0340 内線 226

FAX：029-885-4953

E-mail：gakkou@vill.miho.lg.jp

3. 参加要件等

（1）参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- （ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく美浦村の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （イ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （ウ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （エ）美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成20年美浦村告示第94号。以下「要綱」という。）別表の措置要件のいずれかに該当したため、要綱第3条第1項及び第2項の規定により競争入札参加資格を有しないとする期間を定められ、その期間内にある者でないこと。
- （オ）過去3年以内に本案件と同種類及び同規模の業務を元請として受託し、契約を履行完了した実績がある者であること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満1年間を経過している者であること。
- （カ）美浦村との姉妹都市契約締結を予定している、フィリピン共和国コルドバ町と連携した事業展開が可能である者。

《美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱別表》

措置要件	
1	有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等であると認められるとき。
2	業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために暴力団等を利用したと認められるとき。
3	いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。
4	有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5	暴力団等が所有、経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社との下請契約、原材料等の購入又は産業廃棄物処理施設を利用したと認められるとき。
6	暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合の発注者への報告、警察への届出義務を怠ったと認められるとき。
7	建設工事等に関し、暴力団等の排除に関する美浦村の指示に従わなかったと認められるとき。

(2) 実施スケジュール (予定)

No	イベント	日程/期間
1	公募開始	令和6年11月5日(火)
2	参加申込	令和6年11月5日(火)～ 令和6年11月20日(水)
3	一次質疑の提出締切	令和6年11月12日(火)
4	一次質疑の回答	令和6年11月15日(金)
5	参加資格審査結果の通知	令和6年11月29日(金)
6	二次質疑の提出締切	令和6年12月16日(月)
7	二次質疑の回答	令和6年12月19日(木)
8	提案書の提出期限	令和7年 1月10日(金)
9	プレゼンテーション実施	令和7年 1月17日(金)
10	選定結果の通知	令和7年 1月31日(金)
11	契約前協議	令和7年 2月～

4. 手続き等

(1) 参加表明手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより、必要書類を提出すること。

また、美浦村競争入札参加資格を有さない者が本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加表明に必要な書類に加え、下記の【美浦村競争入札参加資格を有していない場合】に記載されている書類を提出すること。

なお、事項に記載する提出期間内に同書を提出しない者は、本プロポーザルに参加することはできない。

【参加表明に必要な書類】

- ①参加意思確認書（様式第1号）
- ②実績証明書（「本要領 3.参加資格（オ）」に示す業務実績）（別紙3）
- ③機密保持誓約書（様式第3号）
- ④会社概要書（任意様式）
- ⑤委託業者選定企画提案競技参加資格確認資料（別紙5）
- ⑥「3.参加資格（カ）」のフィリピン共和国コルドバ町との連携が可能であると確認できるもの※連携した事業展開についての概要を記載した事業計画書等

【美浦村競争入札参加資格を有していない場合（写し可）】

- ⑦印鑑証明書
- ⑧財務諸表（直前決算分）
- ⑨未納の税額がないことの証明書や完納証明書等
- ⑩本事業を実施する資格を要することを証明する書類等

税種	提出すべき証明書様式
国税	法人…様式その3の3 個人…様式その3の2
茨城県税	様式第40号の4（イ） （証明を受けようとする税目は「すべての税目」を指定すること。） ※茨城県に納税義務がない場合、提出不要
美浦村税	完納証明書（美浦村役場収納課発行） ※美浦村に納税義務がない場合、提出不要

※各証明書は、申請書提出日の時点において3ヶ月を過ぎているときは無効と

する。

※国税の納税証明書の請求は、本店所在地、住所地を管轄する税務署になるが、電子申請（eTax 利用）による証明書の発行も可能。詳しくは、国税庁ホームページを参照すること。

【提出期限】

令和 6 年 1 1 月 2 0 日（水） 1 7 時必着

【提出方法】

「本要領 2. 担当窓口」宛に持参又は郵送信書の郵送に適する方法とする。なお、持参の場合、美浦村役場の閉庁日を除く、各日 8 時 30 分から 17 時までに提出すること。

【その他】

参加意向申出書を提出した後に、何らかの理由により技術提案を辞退する場合は、令和 6 年 1 1 月 2 0 日（水） 1 7 時までに「辞退届（様式第 5 号）」を「本要領 2. 担当窓口」宛に持参又は郵送信書の郵送に適する方法により提出すること。

（ 2 ） 提案資格確認の通知

村は、「本要領 4. 手続き等」に基づき参加意向申出書を提出した者に対し、提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を「選定通知兼提案依頼書（様式第 2 号）」により通知する。

（ 3 ） 資料の配布

要領、仕様書、各種様式については、以下により配布する。

【配布期間】

令和 6 年 1 1 月 5 日（火）から令和 7 年 1 月 1 0 日（金）まで

【配布方法】

美浦村ホームページ

<https://www.vill.miho.lg.jp/>からダウンロードすること。

（ 4 ） 質疑及び回答

本プロポーザルの実施に関して質疑がある場合は、「質疑書」により電子メー

ルで提出するものとし、送信後、送信した旨を電話にて報告すること。但し、質問については、積算内容、他の提案者についての情報は受け付けない。なお、質疑に対する回答は、その都度、電子メールにて行うものとするが 1 者につき原則 1 回とする。

【一次質疑受付】

期限：令和 6 年 11 月 12 日（火）17 時必着

提出先：「本要領 2. 担当窓口」に記載

回答：令和 6 年 11 月 15 日（金）までに参加資格確認書提出者並びに質問者全員に電子メールで送信する。

【二次質疑受付】

期限：令和 6 年 12 月 16 日（月）17 時必着

提出先：「本要領 2. 担当窓口」に記載

回答：令和 6 年 12 月 19 日（木）までに参加資格確認書提出者並びに質問者全員に電子メールで送信する。

【その他】

質問のメールタイトルは「【提案者社名】美浦村外国語指導助手（ALT）配置協力・管理業務に係る質問」とすること。

（５）技術提案書の提出

技術提案書及びその他の提出書類は、「本要領 2. 担当窓口」宛へ提出すること。

【提出期限】

令和 7 年 1 月 10 日（金）17 時必着

【提出書類】

- ①技術提案書
- ②事業実施体制
- ③参考見積書
- ④積算内訳書
- ⑤委任状（別紙 4）※代理人を置く場合に限る。
- ⑥確約書（別紙 6）

【提出書類規格】

全て日本工業規格 A4 とする。

【提出部数】

製本済 2 部、クリップ止め 9 部、電子データ 1 部を提出すること。

※クリップ止めのものは事業者名を黒塗り又は特定されない状態にして提出すること。

【提出方法】

「本要領 2. 担当窓口」宛に持参又は郵送信書の郵送に適する方法とする。なお、持参の場合、美浦村役場の閉庁日を除く、各日 8 時 30 分から 17 時までに提出すること。

5. 技術提案書等作成要領

(1) 技術提案書

(ア) ページ数は指定しないが、分かりやすくまとめて示すこと。

(イ) 表現は図面並びに文書表現を含めて自由とするが、文字の大きさ等、読みやすいよう配慮すること。

(ウ) 次の事項及び内容を必ず記載すること。

事項	内容
会社概要	・ 企業理念、業務内容、従業員数等
実績	・ 直近 3 年間の茨城県内での同種、類似業務の実績及びその他の地方公共団体、教育機関等での業務実績 ・ A L T の登録人数等 ・ 海外の自治体と日本の自治体における姉妹都市または国際交流協定の締結支援実績や交流支援実績
A L T の採用体制	・ A L T の採用方法及び採用基準（特に英語指導経験、TESOL 等の英語以外の言語を母語とする人たちへ向けた英語教授法取得、出身国の教員免許の有無）について ・ 村が求める人材（仕様書中に示す「9. A L T の条件」）への対応及びその根拠・理由
A L T の研修体制	・ 配置前の研修計画と研修内容 ・ 学校等配置後の研修計画と研修内容

A L T の管理体制	・ A L T の労務管理体制 ・ A L T との連絡・相談体制 ・ A L T の勤務評価及び評価後の指導体制と内容
A L T のサポート体制	・ A L T のカウンセリング等の実施について ・ A L T の日常生活におけるサポートについて
危機管理体制	・ 学校等や教育委員会からの要望・苦情等への対応 ・ 欠勤・遅刻等の対応及び連絡体制 ・ A L T が関係する事故やトラブルが発生した場合の対応 ・ 長期*欠員発生時のフォローアップ及び補充体制 ・ 労働問題発生時の対応
連絡体制	・ 教育委員会、学校等または ALT との連絡体制
美浦村の英語教育への提案	・ A L T を活用した効果的な授業内容について ・ A L T を活用した独自の英語教育プログラム（イングリッシュキャンプや放課後学習等）について ・ フィリピン共和国コルドバ町と連携した事業展開について

*仕様書 1 6 （ 4 ） の通り、長期とは 1 0 日以上を指すものとする

（ 2 ） 事業実施体制

本業務実施に向けた事業実施体制（メンバー構成、各スタッフの業務内容）について明記すること。

（ 3 ） 参考見積書

年度別に消費税抜き消費税込みの金額をそれぞれ記載し、さらに 3 年間の合計金額を明記すること。

（ 4 ） 積算内訳書

見積金額の積算根拠をできるだけ詳細に、明確に提示すること。

6. 審査

本業務の技術提案の審査については、美浦村プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行うものとする。

(1) 審査基準 (案)

区分	評価内容	配点
実績・体制	本業務を遂行する上で信頼できる企業規模・企業理念・業務実績があるか。	10
採用方法	A L T の採用方法・採用基準が優れており、村が求める適正な人材の配置が期待できるか。	15
管理・研修	配置前・配置後の研修が十分に行われているか。	10
	A L T の労務管理に関する組織体制および A L T のサポート体制が整っているか。	10
	A L T の勤務状況を把握し計画的に評価を行っているか。評価を行った後、指導力等の向上のために適切な指導を行っているか。	10
危機管理及び連絡	学校等や教育委員会、A L T と迅速かつ円滑に連絡を行うことができる体制が整っているか。	10
	欠勤・遅刻等が発生した場合の迅速な連絡必要な支援（代替人員の派遣等）ができる体制が整っているか。	10
法令順守	業務上知り得た個人情報や配置先の運営に関する情報等に関して、守秘義務及び情報漏えい等への対応が確立されているか。	5
提案	提案された内容は村の特徴を理解したうえで、独創性・有効性・実現性に優れているか。	15
価格	参考見積価格は提案内容を勘案して妥当であるか。経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。	5
合計		100

(2) 審査方法

(ア)審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。但し、応募者多数の場合は、事前に書類審査を行い上位概ね4者をプレゼンテーション及びヒアリングの対象とする。

(イ)選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

当日の実施時間及び時間配分については、決定後、参加者に通知する。

【実施日】（予定）

令和7年1月17日(金)

【実施場所】（予定）

美浦村役場3階大会議室

【評価基準】

「6（1）審査基準(案)」のとおりとする。

【出席者】

プレゼンテーションを行うものは3名以内とし、「事業実施体制」に示された者以外の出席及び代理出席は認めない。

【使用機器】

プロジェクター、スクリーンは村が用意する。パソコン及びその他の必要な機器については、提案者が準備すること。

※プロジェクターの接続端末はHDMI端子とする。

【結果通知】（予定）

令和7年1月23日(木)

【その他】

プレゼンテーションでは、提出した技術提案書(様式第5号及び添付資料)に沿って説明を行うものとし、追加資料の提出や使用は一切認めない。ただし技術提案書の内容をプレゼンテーションフォーマット（Microsoft PowerPoint等）に転用し、スクリーン投影用データとして使用することは可とする。

（４）受託候補者の決定

本プロポーザルの受託候補者は、次により決定する。

（ア）選定委員会において、得点上位の提案者から順位づけをし、第1位の者を受託候補者とする。

（イ）選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。

(ウ)審査内容及び選定結果に対する問合せについては応じないものとする。
また、審査結果に対する異議申し立ても受け付けないものとする。

7. 契約に関する事項

本プロポーザルの契約は次により行う。

(1) 受託者の決定

選定委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約締結する。

また、特別な理由により受託候補者と契約締結が出来ない場合には、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

村と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

(ア)前払い金、部分払い金は支払わない。

(イ)支払方法は、村と受託者の協議のうえ、契約書で定める。

(ウ)支払いは、契約書に基づいて支払う。

(4) 情報公開及び提供

(ア)提出された書類等の著作権は、村に帰属する。但し、契約を締結しなかった応募者が提出した書類等の著作権については、応募者に帰属する。

(イ)村は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、複製することがある。

(5) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、「美浦村外国語指導助手（ALT）配置協力・管理業務仕様書」に記載されている事項を基本とするが、村と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

8. その他事項

(1) 技術提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、技術提案者を失格とする。

- (ア)定められた提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合。
- (イ)提出書類が実施要領等に表示された条件に適合しない場合。
- (ウ)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (エ)虚偽の内容が記載されている場合。
- (オ)プロポーザル関係者に本事業に対する助言を求めることや、不正な接触を行った場合。
- (カ)プレゼンテーション及びヒアリング時に、「事業実施体制」に記載した以外の者が出席した場合。
- (キ)その他本要領等に違反するなど選定委員会が不適格と求めた場合。

(2) その他

その他事項に関しては次のとおりとする。

- (ア)公募募手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (イ)技術提案書の作成、応募、ヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (ウ)技術提案書は1者1案とする。
- (エ)提出された書類等は、返却しない。
- (オ)提出期限以降における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (カ)「事業実施体制」に記載した配置する技術者は、原則変更しないものとする。ただし、事業実施において質の向上が見込まれる場合は変更することは可能とする。技術者を変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の業務経歴を持つ者を配置し、発注者の承認を得るものとする。
- (キ)技術提案書に他の文献を引用した際は、出展を明示すること。
- (ク)本業務に変更が生じた場合には美浦村公式ホームページ上で告知する。
- (ケ)本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は村が別に定める。

以上